

# 令和3年度 第9回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年12月10日(金) 午後1時30分から午後2時35分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (27人)  
会長 15番 山脇 優 委員

## 農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員
14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員	17番	原田明宏	委員
18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員			

## 農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第51号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第52号 農用地利用集積計画の決定について

議案第53号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第54号 倉吉市農作業標準料金の決定について

議案第55号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長	森石 学
主幹	梶本 幸敬
主任	宮本 哲博

## 7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局 只今より、令和3年度第9回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

### (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

### ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

### (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。19番 美田委員、1番 早田委員に議事録署名人をお願いいたします。

### ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日の欠席委員はございません。全員出席でございます。

### (4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして(4)連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和3年度第9回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

### (5) 議 事

議 長 それでは(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請でございます。議案の2ページ、3ページのとおり7件の申請でございます。番号1、番号2、番号3と番号7は売買、番号4から6は贈与による所有権移転でございます。下限面積につきましては備考欄に記載のとおりで、許可要件を満たしていると考えております。

続いて議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請でございます。5ページのとおり1件の申請がございました。〇〇地内における資材置場の整備でございます。農地区分は小集団の生産力の低い農地で第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続でございます。

議案第51号 非農地・非採草放牧地現況証明申請でございます。議案の7ページのとおり、4件の申請が出ております。いずれも20年以上の非農地状態が認められるものでございます。

議案第52号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。10ペー

ジから62ページのとおり158件の利用権設定の申し出と63ページから65ページのとおり所有権移転が3件ございます。

続いて議案第53号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定ついてでございますが、74ページのとおり1件の申請が出ております。

議案第54号 倉吉市農作業標準料金の決定については、75ページのとおり提案させていただきます。

議案第55号 農用地利用配分計画につきましては79ページから81ページのとおり4件の協議がございます。以上でございます。

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 はい、それでは議案第49号 農地法第3条の規定による許可の申請についてお諮りいたします。委員の皆さんに質疑を求めます。ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ということでございますので承認いたします。

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたしますが、本件につきましては本日午前11時00分より、当番委員であります吉村委員、山本委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して吉村委員より報告をお願いします。

5番 現地確認をさせて頂いた結果、問題はないと思います。以上です。

議長 はい、問題なしということでございますので皆さまにお諮りを致します。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑がないようですので挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第51号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして議案第51号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員の皆さんにお諮り致します。本件につきましても先程と同様11時より現地の

調査に行っておりますので同じく吉村委員に報告をお願いします。

5 番 報告します。現地確認しましたところ問題ないと思われます。以上です。

議 長 はい。只今報告のとおり問題なしということでございますので、それでは皆さまに議案に対する質疑を求めます。鐵本委員。

9 番 9 番 鐵本です。2 番目の分ですけれども、これは台帳では山林だったと。今山林になっていて果樹園か何かをしていたということなんでしょうか、それで山林だけ用地扱いとなっていたからこの度こういうことをしたという解釈でいいでしょうか。

議 長 はい、事務局。

事務局 過去に昭和50年ごろから梨を作っておられたんですけど、梨を辞められてからはそのまま放置されておまして。登記地目は山林なんですが、梨を作られていたころから農地として登録があったもので今回の議案にあがってきたものでございます。

議 長 はい、鐵本委員。

9 番 了解しました。

議 長 その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 他にないようでございますので、只今の案件について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので只今の議案につきましては承認と致します。

#### 議案第52号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第52号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致します。但し本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。10ページ番号1番から13ページ番号10番の〇〇〇〇〇〇〇〇は、6番

藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは藤井委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 10ページでございます。申請番号1番、〇〇〇〇〇〇の4筆7, 574㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか13ページの番号10番まで、合計致しまして18筆、37, 254㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今藤井委員の案件について説明がございました。それでは質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして13ページ番号11番から15ページ番号16番は、16番 山田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(山田委員 退席)

議 長 それでは山田委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 13ページでございます。申請番号11番、〇〇の1筆2, 558㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか15ページの番号16番まで、合計致しまして6筆、9, 047㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今山田委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、山田委員の入場を求めます。

(山田委員 入場・着席)

議 長 山田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして15ページ番号17番から17ページ番号22番は17番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは説明をお願いします。

事務局 15ページでございます。申請番号17番、〇〇〇〇〇の2筆3, 159㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか17ページの番号22番まで、合計致しまして15筆、28, 505㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今原田委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして56ページ番号139番から57ページ番号141番につきましては西谷推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明してください。

事務局 56ページでございます。申請番号139番、〇〇の2筆971㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか57ページの番号141番まで、合計致しまして5筆、2,279㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、西谷委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたしました。西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議長 西谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして63ページ所有権移転は10番 衣笠委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(衣笠委員 退席)

議長 それでは事務局より説明してください。

事務局 63ページの所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇の1筆合計1,850㎡の水田でございます。対価は18万円、10アールあたりですと97,298円でございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、72ページ記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。衣笠委員の入場を求めます。

(衣笠委員 入場・着席)

議 長 衣笠委員へ、只今の案件につきましては全員賛成で承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件につきましては審議を終わりました。引き続いてその他の案件について審議を行いますので事務局より説明をお願いします。

事務局 10ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は589,340㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、10ページから62ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして59ページを見ていただきたいと思います。補足ですけれども番号148番です。賃借権の設定ですけれども受人が〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。〇〇〇が〇〇〇〇さんでございます。この分につきましては解除条件付きということになっております。よろしくをお願いします。

続きまして64ページの所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の3筆合計1,937㎡の畑でございます。対価は290,550円、10アールあたりですと15万円でございます。

65ページの所有権移転関係。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の2筆合計4,704㎡の畑でございます。対価は705,600円、10アールあたりですと15万円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、66ページから71ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、72ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、全体につきまして説明がございました。議案に対する質疑を求めます。鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。70ページの借りる方〇〇〇〇〇〇〇〇さん、これから初めてでブドウとかを作りたいということで。ブドウとかこういうものと結構長い期間借りる格好になるんですけど、面積が途方もないほど広くたくさんいっぺんに借りられるということでもないんですけど、その辺事務局のほうで聞かれたことでいいんですけど、やってみようっていう感じだったのか荒れるからこういうふうにするというようなことだったんでしょうか。差し支えなかったら教えて下さい。

議 長 それでは事務局。

事務局 この分に関してはあっせんからありまして、早田委員のほうで利用権設定までお世話になりましたので、もし何か委員のほうからあれば。



1 番 1 番 早田でございます。ちょっと試験的にですね鉢上げをしたブドウを作  
ってみたいということで、ブドウの木を2、3本10メートルほどのハウスの  
中に植えて、そういう少ない面積での状況です。

議 長 はい、よろしいですか。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第52号につきまして賛成の農業委員の方の挙手を  
求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成ということでございますので承認と  
いたします。

議案第53号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして議案第53号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地  
の認定についてお諮りいたします。この件につきましても本日先程と同様11  
時より現地の調査に行っておりますので同じく吉村委員に報告をお願いします。

5 番 報告します。〇〇の遊休農地なんですけれども行って見たところ、非常に草  
がいっぱい生えとってとても難しいように思いました。上限3万円の予算の内  
でなんとかかなると思います。以上です。

議 長 はい。ハウスの棟を取った後ということで草がかなり、セイタカアワダチソ  
ウがですね私らの身長より高く生えております。それからハウスを撤去した残  
りの錆びたところが、下が残っとるみたいです。それを起こすとすると相当  
な時間が掛かるかなあと思って、いろいろ検討したんですけど上限3万円しか  
現在のところ予算が付けておりませんので、やむなくということで設定したとい  
うのが現状でございます。このことにつきまして、皆さん質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。承認とさせていただきます。

議案第54号 倉吉市農作業標準料金の決定について

議 長 続きまして、議案第54号 倉吉市農作業標準料金の決定について委員の皆  
さんにお諮りいたします。事務局より説明してください。

事務局 76ページの標準料金につきましては、11月25日に検討会を開催いたし

ました。農業委員会の山協会長、藤井職務代理に加え、普及所の普及主幹、JA鳥取中央の営農センター長、農事組合長会長会の会長と副会長が出席されております。それから、農林課職員と事務局の9名で検討した結果、記載のとおりで据え置きで変更無しということをごさいました。

検討の中で、まずドローンの作業料金についても触れさせていただきましたけれども、他町村において料金を記載している事例はまだないので、現時点では表記しないこととしました。もう1点草刈りの1,650円なんですけれども「消費税込みと消費税抜きと表記するべきではないか。なぜなら、個人で請け負った場合は消費税を納めないで消費税を含めた金額は妥当ではないでないか」と意見がありました。その後事務局で税務署に確認したところ、結論としては令和3年4月1日より税込価格の表示が必要となっている事等もありまして、議案76ページの記載のとおりが適切であると助言をいただきました。以上でございます。

議 長

只今説明がございました。いろいろこの中で議論がございました。燃料が高くなって大変だということもございましたが、一時的に上がった時に改訂するのもちょっとおかしいでないかということ。とりあえず他市町村とも比べてみて倉吉が結構高いなあということもございまして、このままの据え置きでいったらどうかということ。このような表になった訳でございます。皆さんのほうで何かご質問等ございましたら。

まあ皆さんが、ここの中ほとんど水田で受託作業等あると思いますけども。中に一つあったのは畦づくり、馬力ハックでかなり燃費を食うし時間が掛かるからもっと上げないといけんという声もありましたけれど、これについてもこの前上げたばかりだからもうちょっと様子見てはどうかなということ。60円、80円は安いという声もありましたけど、一気に上げるのはなんだからもう2年ほど様子みたほうが良いということ。66円に落ち着きました。ご意見ございませんか。はい、西谷委員どうぞ。

西谷推進委員

以前おおかた10年近くになるかと思いますが、一般農作業の7,200円、これは1時間に直しますと900円ですね。今この金額を設定するのにちょっと、というのがあって。米の価格に準じて変動しようやというようなことを以前話し合ったことが僕の頭の中に記憶があるんですが。米が5,200円、きぬむすめが4,200円、こういう値段で来年はまだ下がるではないかという予想がされておりました。その辺の時間900円っていうのがどうなんだっていう、その辺の見解を会長さん教えて下さい。

議 長

以前は900円、850円とかですね。850円から900円に上がったんですけど、梨の選果場とスイカの選果場がかなり出しておるもんで、米だけの単価っちゃうのはならんよう。全体の農作業の料金を見た場合にやはり900円が妥当ではなかろうかということ。下げるのも出来ないし、下げても選果場が高値に出したら同じ事で不公平になりますので、このまま900円でいくがよいでないかということで、全員がそのような意見で一致したということ。以上でございます。

西谷推進委員

ありがとうございます。梨の袋かけとか賃掛けのもありますけれども850円で提示されますわね、梨の場合、果樹の場合。ですけどこの辺をちょっと検

討の余地がもしあれば、来年ちょっと一考していただければなど。

議 長           このようなことで今日案として出てきましたので、そういう意見を踏まえながらまた来年の話し合いの時には出さしてもらいます。

西谷推進委員    よろしくお願ひします。

議 長           まあ、結局中には米の作業にもこれ以上、1,000円以上出しとる人もございます、実際に。米の作業っちゅうのはなかなか重労働で玄米するとき米下げたりするので900円ではいけないかということで、1,000円なら1,000円、1,100円なり出しとる人もおるようです。ですけども一応標準賃金ということで900円が今のところ妥当でなかろうかということで、このようにさせてもらったわけです。その他ございせんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長           標準ですので、後は個人の考え方ですね。先程言いましたようにプラスされるなり、50円プラスなり、100円プラスなりそれは作業に応じて考えていただければいいということです。それでは只今の議案第54号につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長           はい、ありがとうございます。それでは料金表につきましては原案のとおり承認といたします。

議案第55号 農用地利用配分計画について

議 長           続きます、議案第55号 農用地利用配分計画につきまして事務局説明してください。

事務局           79ページでございます。利用配分計画各筆明細につきましては、79ページの番号1番から81ページ番号4番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で39筆、71,231㎡の田畑でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます

議 長           はい、只今議案第55号について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長           ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員でございますので承認とさせていただきます。以上で議事は終了といたします。

#### (6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧くださいと思います。(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について。(2)まで宮本主任のほうでお願いします。

事務局 別冊の2ページ農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書でございます。(1)は届出者が〇〇〇〇でございます。転用目的は、自宅付近にある農地への進入路と農機具の洗い場を整備する計画でございます。3ページの(2)です。届出者は〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇。転用目的は農業用の駐車場を設置する計画でございます。

4ページでございます。農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書。(1)は鳥取県が発注する工事に伴う一時転用で河川修繕工事に伴う土砂の仮置場として使用するものでございます。転用時間、届出地につきましては以下に記載のとおりです。(2)は倉吉市が発注する工事で、〇〇〇〇災害復旧工事に伴う仮設道路として使用するものでございます。以上でございます。

議 長 只今の(1)、(2)について質疑ございますか。

(なしの声)

議 長 ないようですのでそれでは(3)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。

事務局 あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということで、今回は5件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず6ページ1番は相談者が〇〇〇〇さんで、土地は〇〇〇の水田でございます。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借となっております。

続きまして7ページの2番目は相談者が〇〇〇〇さんで、土地は〇〇〇の畑でございます。相談内容は賃貸借となっております。

8ページの3番目は相談者が〇〇〇〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、土地は〇〇の水田でございます。相談内容は売買、賃貸借の場合は要相談となっております。9ページに依頼文書を参考として記載しています。令和3年11月4日に3名事務局のほうに来庁されました。

続きまして10ページ4番目は相談者が〇〇〇〇さんで、土地は〇〇の畑でございます。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借となっております。相続の届出からあっせんを希望されております。

11ページ5番目は相談者が〇〇〇〇さんで、土地は〇〇の水田でございます。相談内容は賃貸借となっております。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願ひいたします。

議 長 かなり出とる。〇〇〇の分ですけれども、これは〇〇〇〇〇〇が返すってか。

事務局 そうです。継続をしないということです。

議 長                    それでは〇〇〇になりますが。衣笠委員と小谷委員さん、2人で。次に〇〇〇の件、これは〇〇ですか。

7 番                    多分〇〇〇〇さんに賃貸借したところの横しぐらいかな。

議 長                    なら河野委員お願いします。続きましてこれ〇〇でございます。これは田んぼと雑種地が別々になつとるけんね。畦畔だと思ふけど。

事務局                    そうですね。その場所は畦畔でございます。

議 長                    畦畔でしょう。段差がある田んぼだと思いますね。山本委員かな、1人でええかいな。

山本推進委員            ちょっと応援をお願いします。

議 長                    松本委員。

1 4 番                    他におらので。これは〇〇〇〇のですか。

議 長                    今〇〇〇〇です。いわゆる未納があつて訳ありで国有のほうに取られておまして、それを売買したいと。それで草刈りには向こうから来ておるようです。〇〇〇〇〇〇が管理はしておるようです。ただ場所が場所だけにちょっと大変なところだけれども、田んぼとしてはまあまあの田んぼかなと。

9 番                    低くなつたところですが、法がついとる。

1 4 番                    大きな法。相手方の連絡先とかは分かるわけだ。

議 長                    〇〇〇だから。続きまして〇〇の畑、これは塚根委員か。1人でいいですか、お願いします。次は〇〇。〇〇の委員さん、山下委員と數馬委員でやってください。

                            それでは次（4）農地等のあつせん活動の状況について報告をお願いします。筏津委員。

1 3 番                    1 3 番 筏津です。1 0 月 2 0 日に〇〇〇〇さんと現場を確認しました。ところが〇〇〇〇さんもちよつと分からなかつたみたいですがけれども、2カ所とも〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇ですけど、ゴズボが一面に生えてまして本人さんにこれを何とかしてもらわんとちよつと難しいでと言つてありますので。本人も来年の春ごろに、ゴズボが枯れるころに処理しようかということになりました。もう1カ所も〇〇〇〇〇〇〇〇は耕作者が決まりました。以上です。

議 長                    はい、ありがとうございました。では3つのうちの800㎡は決定したと。あとの2つは春になったら草を刈つて元の農地に返して、それからまたと。続きまして〇〇〇〇の件でございますが、田倉委員。

田倉推進委員 はい、田倉です。〇〇さんとお会いしましていろいろ伺いましたら、自分の土地がここに987㎡あるんで、その隣接地を購入したいというお話でございました。その土地につきましては〇〇〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんという方の畑地があるんですけれども〇〇さんと〇〇さんはまあ考えてもいい売ってもいいというお話でしたが、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんにつきましては一切売らないというお話でございましたので。〇〇さんという方は土地は900程しかないので、売買するにも3反以上確保しないと売買も成立しないというような状況でございまして。あくまで借りてはどうかと言っても、借りる気持ちはあるけど人の土地で作りたくはないとおっしゃいますし。非常に難しくてこの近くということになると余計大変なので、これからも継続してちょっと考えていきたいなという状況でございます。

議長 どちらにしても3反の下限面積クリアできんな。なんで今になってからこういうことを、作りたいって気持ちに。聞いたことある。

田倉推進委員 非常に難しいんですけど、変わっておられます。

議長 私もね、改良区で来ておられて、あんた〇〇のお嫁さんかって言ったらはいつていうことで。まあこんなんのお父さんもお母さんもよう知っとるしつていうことで話した記憶があるです。前も改良区行ったら、さっきまで来とったのにもうちょっと早く来てごしなりや良かったのにつて、〇〇〇〇の改良区に来とつてこのあっせんのこと。なんで〇〇の奥さんがこんなに百姓したいんかになって、2つも掛け持ちしてね、〇〇と〇〇の〇〇の両方で。

14番 〇〇になつとるけど、〇〇に住まれたことは1回もない人ですわ。住所だけ置いてて。

議長 どっちになつても下限面積がクリアにならんでできんですね。言っておいてください、はっきり。

田倉推進委員 それは言つてあります。3反確保したいつていう思いですから。

議長 なら、どこか売つて欲しいつてところがあればそこへあっせんしてあげて。それではあっせん活動については以上です。(5) 倉吉市賃借料情報について。

事務局 賃借料の情報につきまして、資料の13ページでございまして。本日承認いただいた利用権設定も含めて、令和3年の1月から12月までに利用権設定されたものの平均等を出しております。年間の利用権設定数から使用貸借、物納それから極端に高いものと低いもののデータを差し引いたもので、真ん中の表になりますけれども田が、データ数1,034、平均が4,900円になりました。最高値は8,000円、最低値は1,500円。畑につきましては251のデータ数を元に平均は4,300円、最高値が7,000円、最低が1,800円です。括弧書きに昨年の数字を入れております。以上が賃借料の平均値でございまして。

議長 ちなみに最高額の8,000円つていうのは個人、法人、集落営農か。集落

営農聞いてみたら、やっぱり土地を出してもらってるので配当金等を掛けて高い金額を払っている場合があって、それは平均には当たらんと思う。そこはこれからよう考えて。10,000円っちゃうのもあるから。でないと高くなっちゃうだ。

続いて、農業者年金の加入推進について。

事務局 年金の加入推進についてです。12月から1月まで加入推進月間ということで、啓発ティッシュをとということです。昨年も啓発の効果があって加入していただいたこともございました。既にお手元に配布しておりますけれども、加入推進について該当の方にポスティングなり、お話ししていただいて、詳細につきましてご関心のある方については事務局の方に相談に来ていただくようお願いしつづけていただければと思います。地図も添付しておりますので、配布の際にははぐって配布、投函等していただければと思いますのでよろしくお願いします。

議長 続けてどうぞ、互礼会について。

事務局 最後の新年互礼会ですけれども、来年1月7日金曜日の5時半からということで場所は溪泉閣です。マイクロバスを2台準備します。会費は次の会議の時に7,000円徴収させていただきたいと思っております。お願い致します。

議長 もう1点、県外研修の件でございます。2月頃に四国のあったかいところに向かっ行って行こうということで一応計画を立てておりました。淡路島経由で徳島に入って、香川で1泊というようなことで南あわじ市の農業委員会等も連絡とってですね、タマネギ栽培とか見学させてもらいたいなあということで。向こうも私を知っておられまして、話をしたんですけども受けるのは受けますよと。ただし10名以下でお願いしますということになりましたので、これはだめだなと。四国の香川のほうもやはり30名以上だと受け手が無い、食事も大変だということで、オミクロンっていう新しい株が出てきまして断念するしかないかなということで。とりあえず皆さんの意見を聞いてみたいなあということで発言させていただきました。強行しても後からいろいろ起きる場合もあるんで。それで最終的に考えたのは道の駅をめぐるもいいし、淡路島から徳島、香川と。その後でオミクロンが出てきたもんで。どうでしょうか。

14番 決めるなら、今決めちゃわんといけんか。

議長 そうです。

13番 状況が状況だけね。受け手もないし。

議長 もし行くとなったら参加してみたいという方はおられますか。行かん方が多いか。

8番 行きますよ。

議長 行くとなってもね12名や13名なら昔に戻っちゃう。倉吉市農業委員会の県外研修は100%近い参加になっていきますので、公務の一環として行います

ので予算も付いてます。もちろん市から日当もでますし。どうします。

13番           そもそも受ける所があるか、宿は。

議 長           宿はOKです。これは観光会社にも話がしてあります。

14番           なら行く方向で考えてみても。

9番           行き先がないでしょう、道の駅巡るとか。

議 長           まあそれと、1カ所は香川でイチゴ農園がありましてそこへ交渉してみたいなどは思ってます。いっぺんにでなくても10人ずつ分けて入るとか。予算は組んであります。行きますか。皆が行かないと意味がないけど。

3番           私は欠席です。

5番           皆さんが行くなら。

1番           どちらでもいいです。

議 長           皆さんが行くなら行くという声もあるようです。農協は無理か。

林推進委員    8人以上は厳しいので、多分無理だと思います。

議 長           行ける方が多いですかね20人くらいなら行きますよ。

17番           皆さんの考えどおりに。

19番           企画委員長だしせないけんかな。今のオミクロン株がちょっと心配だけどな。その状況で判断させてもらって。

議 長           はい。ならコースはこちらに任せてもらって、1月中に行くということでしょうか。

(賛成の声)

議 長           よろしくをお願いします。では最後に山本委員からお願いします。

山本推進委員   すみません、またパパイヤの話なんですけれども。来年作られる方は本数を教えて下さい。今年は苗がちょっと高くなりましてパパイヤネットワークの方で推奨しておられる、良く成るパパイヤがありますので、植えてみたいと思われる方はご連絡ください。去年植えられた方についてはもうそのように作っておりますので。

議 長           はい、どうもありがとうございました。私もこの前ね山本委員から大きいのをもらって、2週間以上大方3週間置いておいたかな。それできんぴらにして



いろんなゴボウや野菜と一緒にスライスして皮ごと炒めたら、結構おいしかったです。皮と実の甘みが出てきて、これは食べれるわと。皆さんもレシピ見ていろいろ食べてみてください。その他、皆さんのほうで何かありませんか。

事務局

最初に会長からありましたけれども遊休農地の解消事業について、残り3ヶ月あまりになりました。該当するところがありましたらご紹介いただけたらと思います。

あと委員の皆様には、あっせん活動等、ご活躍いただいておりますけど、活動日誌が未提出の方は、出していただきますようお願い致します。以上です。

議長

活動日誌、あっせん委員の方たくさんしておられますので必ず出して下さいよ。皆さんにお支払いするお金がありますので。他にございませんか。

(なしの声)

議長

それではないようですので、本日の農業委員会会議はこれもちまして閉会といたします。

— 午後2時35分 閉会 —